

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年 6 月20日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P Mアジア・ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジなし）
J P Mアジア・ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジあり）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 J P Mアジア・ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジなし）につき、2,000億円を上限とします。
J P Mアジア・ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジあり）につき、2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

繰上償還を行うことが決定されましたので、平成30年2月15日付で提出した有価証券届出書において、第一部および第二部における繰上償還に関連する記載等に関し訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

・【訂正の内容】

第一部【証券情報】

(7) 申込期間

<訂正前>

平成30年2月16日から平成31年2月14日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

<訂正後>

平成30年2月16日から平成30年7月18日までとします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(イ) ファンドの目的

<訂正前>

当ファンドは、アジア各国の高利回り社債（ハイ・イールド債）等*1を実質的な主要投資対象として運用*2を行い、安定的かつ高水準の配当等収益*3の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

*1～*3（略）

<訂正後>

当ファンドは、アジア各国の高利回り社債（ハイ・イールド債）等*1を実質的な主要投資対象として運用*2を行い、安定的かつ高水準の配当等収益*3の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

*1～*3（略）

（注）当ファンドの信託終了が平成30年6月14日に決定されたことを受けて、マザーファンドは同日以降その保有する有価証券を速やかに売却し現金化する処理を開始しています。売却代金は、平成30年7月20日の信託終了日までの間、預金、コール・ローン等の短期金融商品（外貨建のものを含みます。）により運用しますが、外貨建の短期金融商品による運用を行った場合は為替相場の変動により、円建ての短期金融商品による運用を行った場合はいわゆるマイナス金利の影響により、当該売却代金の円建ての価値が変動することにより、当ファンドの基準価額が変動しますので、ご注意ください。

(二) ファンドの特色

<訂正前>

、（略）

当ファンドは、毎月16日*の決算時に、配当等収益を中心に分配します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。

* 16日が休業日の場合は翌営業日となります。

（以下略）

< 訂正後 >

、（略）

当ファンドは、毎月16日*の決算時に、配当等収益を中心に分配します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。

* 信託終了日までの最後の決算日は平成30年7月17日となります。

（以下略）

（２）ファンドの沿革

< 訂正前 >

平成24年2月21日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

平成27年5月29日 マザーファンドの名称変更

平成29年2月16日 「為替ヘッジあり」における為替ヘッジの指図に関する権限の委託

< 訂正後 >

平成24年2月21日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

平成27年5月29日 マザーファンドの名称変更

平成29年2月16日 「為替ヘッジあり」における為替ヘッジの指図に関する権限の委託

平成30年7月19日 マザーファンドの信託終了

平成30年7月20日 当ファンドの信託終了

（３）ファンドの仕組み

（八）委託会社の概況

< 訂正前 >

資本金 2,218百万円（平成29年12月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成29年12月末現在）

（以下略）

< 訂正後 >

資本金 2,218百万円（平成30年4月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成30年4月末現在）

（以下略）

3【投資リスク】

（１）リスク要因

< 訂正前 >

（略）

～（略）

繰上げ償還等について

当ファンドは、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

（以下略）

<訂正後>

（略）

～（略）

繰上償還等について

（注）当ファンドは平成30年7月20日に信託を終了（繰上償還）します。

当ファンドは、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

（以下略）

4【手数料等及び税金】

（5）課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成29年12月末現在適用されるものです。

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成30年4月末現在適用されるものです。

（以下略）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

<訂正前>

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、香港の銀行休業日および委託会社が指定する日には、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、香港の銀行休業日および委託会社が指定する日には、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの受益権の取得申込みの受付は平成30年7月18日までです。なお、当ファンドは平成30年7月20日に信託を終了します。

2【換金（解約）手続等】

換金方法

<訂正前>

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け付けます。

ただし、香港の銀行休業日および委託会社が指定する日には、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け付けます。

ただし、香港の銀行休業日および委託会社が指定する日には、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの換金申込みの受付は平成30年7月18日までです。なお、当ファンドは平成30年7月20日に信託を終了します。

3【資産管理等の概要】

<訂正前>

（略）

（3）信託期間

平成24年2月21日から平成34年2月16日（休業日の場合は翌営業日）までです。ただし、後記「（5）その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託約款を変更し、信託期間を延長することができます。

（4）計算期間

当ファンドの計算期間は、毎月17日から翌月16日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎月16日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（5）その他

信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（略）

信託約款の変更等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（略）

（以下略）

<訂正後>

（略）

（3）信託期間

平成24年2月21日から平成30年7月20日までです。

（4）計算期間

当ファンドの計算期間は、毎月17日から翌月16日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎月16日(該当日が休業日の場合は翌営業日)となります。

(注)当ファンドは平成30年7月20日に信託を終了します。なお、当ファンドの最終計算期間は、平成30年7月18日から平成30年7月20日までとします。

(5) その他

信託の終了等(詳しくは、信託約款をご参照ください。)

(注)当ファンドは平成30年7月20日に信託を終了します。

(略)

信託約款の変更等(詳しくは、信託約款をご参照ください。)

(注)当ファンドは信託の終了までに信託約款を変更する予定はありません。

(略)

(以下略)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額(平成29年12月末現在)

(略)

(略)

投資運用の意思決定機構

(イ)~(ハ)(略)

(注)前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成29年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額(平成30年4月末現在)

(略)

(略)

投資運用の意思決定機構

(イ)~(ハ)(略)

(注)前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成30年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成29年12月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	75	928,635
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	60	3,450,548
総合計	135	4,379,183
親投資信託	52	-

(注) 百万円未満は四捨五入

<訂正後>

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成30年4月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	74	1,012,498
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	60	3,561,902
総合計	134	4,574,400
親投資信託	52	-

(注) 百万円未満は四捨五入